

## 九州大学における授業料免除等に関する取扱規程

平成16年度九大規程第158号  
施行：平成17年 3月31日  
最終改正：令和 6年 4月30日  
(令和6年度九大規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学授業料の免除等に関する規則(平成16年度九大規則第102号。以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、九州大学(以下「本学」という。)における授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(免除資格者)

第2条 授業料の免除を受けることができる学生(聴講生、研究生等を除く。以下同じ。)は、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者とする。

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる学生は、授業料の免除を受けることができるものとする。

(1) 前期又は後期(九州大学学部通則(平成16年度九大規則第2号)第40条及び九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号)第43条に規定する納付区分をいう。以下同じ。)の納期開始前6月(新入学生の場合は、入学前1年)以内において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合で、総長が相当と認める事由があるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、懲戒処分を受けた者については、当該処分の期間の属する前期又は後期の授業料の免除を受けることができない。

4 第1項から第3項までの規定に関わらず、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から学資支給金の支給対象者として認定を受けた学部学生は、授業料の免除を受けることができるものとする。

(免除の申請)

第3条 授業料の免除を申請しようとする者は、所定の期日までに、別に定める書類を総長に提出しなければならない。

(免除総額)

第4条 第2条第1項及び第2項に規定する学生に係る各年度における授業料の免除総額は、役員会が決定した授業料の免除総額の範囲内で総長が決定する。

(免除額)

第5条 第2条第1項及び第2項に規定する学生に係る授業料の免除額は、原則として、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程(平成16年度九大会規第12号)第3条第1項の規定により前期及び後期のそれぞれの期において徴収するものとしている授業料(以下「徴収する授業料」という。)の額の全額、半額又は4分の1の額とする。

2 第2条第4項に規定する免除資格者の授業料の免除額は、機構が認定した学資支給金の支援区分に応じて、下表のとおりとする。なお、家計の急変により前期又は後期の途中で授業料免除を許可された者の免除額は、下表の免除額欄に定める徴収する授業料の額を、徴収する授業料の6分の1に相当する額に免除を許可した月以降の月数を乗じた額とする。

支援区分	免除額
第Ⅰ区分	徴収する授業料の全額
第Ⅱ区分	徴収する授業料の3分の2の額
第Ⅲ区分	徴収する授業料の3分の1の額

(免除の許可等)

第6条 授業料の免除の許可は、前期及び後期のそれぞれの期に、第13条第1項の選考を経て、総長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第4項に規定する免除資格者の授業料の免除の許可は、前条第2項に規定する支援区分に応じて総長が行う。

3 前項において、免除資格者が、前期又は後期の途中で、大学における修学支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「施行規則」という。）第18条第1項各号のいずれかに該当し、同項に定めるところにより認定の効力が停止された場合は、当該停止の期間を除いて授業料免除の許可を行う。この場合において、当該停止の期間の始期は、停止を開始する日の属する月の翌月（停止する日が月の初日のときは、停止を開始する月）からとし、終期は、施行規則第18条第2項各号のいずれかに該当し、同項に定めるところにより解除となる日の属する月（解除となる日が月の初日のときは、解除となる月の前月）までとする。

4 第1項及び第2項の免除の許可が決定されるまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

5 免除を不許可とされた者及び授業料の一部免除の許可をされた者は、不許可又は免除の許可を告知された日以降速やかに、納付すべき授業料を納付しなければならない。

(徴収猶予資格者)

第7条 授業料の徴収猶予を受けることができる学生は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる場合

(4) その他総長がやむを得ない事情があると認める場合

2 前項の規定にかかわらず、懲戒処分を受けた者については、当該処分の期間の属する前期又は後期の授業料の徴収猶予を受けることができない。

(徴収猶予の申請)

第8条 授業料の徴収猶予を申請しようとする者は、所定の期日までに、授業料徴収猶予願その他の別に定める書類を総長に提出しなければならない。

(徴収猶予の許可等)

第9条 授業料の徴収猶予の許可は、第6条第1項の規定を準用する。

2 徴収猶予の期間は、前期の申請にあつては当該年度の9月末日まで、後期の申請にあつては当該年度の2月末日までとする。

3 第1項の徴収猶予の許可が決定されるまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

4 徴収猶予を不許可とされた者は、不許可を告知された日以降速やかに、納付すべき授業料を納付しなければならない。

(月割分納資格者)

第10条 授業料の月割分納をすることができる学生は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 学生又は学資負担者が災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる場合

(3) その他総長がやむを得ない事情があると認める場合

2 前項の規定にかかわらず、懲戒処分を受けた者については、当該処分の期間の属する前期又は後期の授業料の月割分納をすることができない。

(月割分納の申請)

第11条 授業料の月割分納を申請しようとする者は、所定の期日までに、授業料月割分納願その他の別に定める書類を学府長又は学部長（以下「学府長等」という。）を経て、総長に提出

しなければならない。

(月割分納の許可等)

第12条 授業料の月割分納の許可は、第6条第1項の規定を準用する。

2 授業料の月割分納の期間は、第9条第2項の規定を準用する。

3 第1項の月割分納の許可が決定されるまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

4 月割分納を不許可とされた者は、不許可を告知された日以降速やかに、納付すべき授業料を納付しなければならない。

(選考方法等)

第13条 第6条第1項、第9条第1項及び第12条第1項に規定する授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の許可を受ける者の選考は、総長が申請者の家計状況及び学力を判定した上で行う。

2 第2条第2項第2号、第7条第1項第4号及び第10条第1項第3号に該当する者を選考する場合は、あらかじめ、授業料の納付が困難な事情等の認定を行う。

3 前項に規定する授業料の納付が困難な事情等の認定は、総長が行う。

4 第1項に規定する家計状況及び学力の判定は、学生支援委員会が別に定めるところによる。

(免除資格者等の特例)

第14条 第2条、第7条又は第10条の規定にかかわらず、別に定める者については、授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を受けることができるものとする。

2 総長は、前項により授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を認める場合、これに係る取扱いを定めるものとする。

(授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている学生に係る休学、退学及び除籍による授業料免除等)

第15条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている学生について休学を許可した場合は、月割計算により休学を開始する日の属する月の翌月(休学を開始する日が月の初日の場合は、休学を開始する日の属する月)から復学の前月までの授業料の全額を免除する。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている学生について、退学を許可した場合若しくは退学を命じた場合又は除籍した場合(授業料を納付しないこと又は死亡若しくは行方不明により除籍した場合を除く。)は、月割計算により退学又は除籍の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(許可の取消し)

第16条 授業料の免除(第6条第2項に基づき許可される免除を除く。以下本条において同じ。)又は徴収猶予の許可を受けている者は、その事由が消滅したときは、速やかに、その旨を学府長等を経て、総長に届け出なければならない。

2 総長は、前項の届出があったときは、当該授業料の免除又は徴収猶予の許可を取り消すものとする。

3 総長は、授業料免除又は徴収猶予の許可を不正の方法で受けた者に対しては、当該免除又は徴収猶予の許可を取り消すものとする。

4 総長は、授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を受けた者が懲戒処分を受けた場合は、当該処分の期間の属する前期又は後期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消すものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年度九大規程第87号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年度九大規程第54号)

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成20年度九大規程第132号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年度九大規程第76号)

この規程は、平成22年2月1日から施行する。  
附 則 (平成22年度九大規程第115号)  
この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
附 則 (平成24年度九大規程第72号)  
この規程は、平成25年3月1日から施行する。  
附 則 (平成24年度九大規程第114号)  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則 (平成26年度九大規程第168号)  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則 (令和元年度九大規程第124号)  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
附 則 (令和2年度九大規程第95号)  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則 (令和3年度九大規程第139号)  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則 (令和5年度九大規程第105号)  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
附 則 (令和6年度九大規程第2号)  
この規程は、令和6年5月1日から施行する。